

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 第四条第一項の事業
の区分及び規模を定める政令(案)」に対する意見

2021年1月20日

経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただきありがとうございます。

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願いいたします。

・全般に関する意見

特定デジタルプラットフォームに関する透明性及び公正性を担保するための法律が成立して、法を施行するための政令等が示されたことについて、経産省をはじめ関係各位の多大なるご尽力に感謝申し上げるとともに、法の運用にあたっては法の主旨に則った適正で迅速な対応が促進されることを期待する。

・全般に関する意見

特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する事業区分と規模については、基本的に賛同する。一方で、デジタルプラットフォームが提供する IT 業界は変化の激しい世界であること、今後 IT 業界に限らずデジタルプラットフォームが介在する領域が拡大することが想定されることから、法の運用にあたっては、そのような変化に迅速に対応するために、適時適切な見直しを図ることを求める。見直しにあたっては、法の主旨である過度な規制とならないように必要最小限度の範囲であることも考慮すべきである。